仕様書

１．件　　名

平成２４年度 国立劇場大劇場及び小劇場 アナウンス設備整備工事

２．概　　要

既設放送設備に一部改造を施し新設機器の設置工事を行う。完成後には国立劇場音響設備との整合に注意を払い総合調整を行う。

３．調達の目的

国立劇場アナウンス設備の整備（共用マイク分離・映像モニター設置・ロビースピーカー増設）

当設備は大劇場及び小劇場への案内放送を行う重要な設備であり常時運用している。各劇場への案内放送は、アナウンサーの切替操作により大、小劇場へ振分け行っている。

この度の整備により、現在の大・小劇場共用マイク回路を各劇場専用マイク回路に変更、さらに各劇場客席及びロビーに映像監視モニターを設置し誤操作防止対策を施す。またロビー等に分散型スピーカーを増設し明瞭な案内放送で観客へのサービス向上を図る。

省エネルギー対策として、デジタル増幅器を採用し消費電力及び温度上昇を抑えることとする。

４．設置及び撤去

機器及び廃棄物品は別紙に示すとおりである。

５．実施場所

東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場大劇場及び小劇場

６．完成期限

平成２５年３月２９日（金）

７．工事可能期間

小劇場　平成２５年３月４日（月）・３月２５日（月）

大劇場　平成２５年３月５日（火）～３月２６日（火）の公演終演後

平成２５年３月２７日（水）～３月２９日（金）

８．一般事項

（１）総則

この工事の請負者は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年文部科学省訓令第２２号）第１号の工事請負契約基準、本仕様書、別紙（機器仕様、構成表、図面）に基づき工事を施工する。

（２）発生材の処理

この物品の納入等における発生材は、請負者の責任において適切に構外処分するものとする。

（３）完成図書

図面及び取扱説明書からなる完成図書を２部提出するものとする。

（４）検収

検収は舞台技術部担当者立会のもと検査及び動作確認を行い、合格と認めた場合に工事が完了したものとする。

（５）技術的要件

本工事に係る仕様及び技術的要件は別紙に示すとおりである。仕様及び技術的要件は必須の要件であり、提案機器等が満たしていないと判定がなされた場合不合格とする。

（６）その他

①この工事による搬入、据え付け、配線、接続、試験調整、撤去（廃棄処分費含む）等の費用は請負者の負担とする。

②本仕様書に記載が無く、不明な点については舞台技術部担当者の指示に従うこと。

③取り付け工事の際に問題が発生した場合、舞台技術部担当者と協議し対応すること。

④搬入取付工事計画は必ず作成し、舞台技術部担当者に提出すること。

⑤東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内に本社、支店又は営業所のいずれかがあり、障害が生じた場合には速やかに対処できる体制が整っていること。

⑥機器の設置および配管配線作業による壁の貫通工事等が発生するが、安全確保と品質確保のため建設業法に定められた監理技術者又は主任技術者の有資格者を配置すること。設置、配線等の作業に就いては建物全般に損傷なく行うこと。

⑦汚損や破損の損害を与えた場合は速やかに舞台技術部と協議のうえ原状に復する

こと。並びに補償が発生した場合は請負者の責任においてそれらの補償を行うこと。

⑧権利の帰属等

本件の目的物及び設計図書文書等の所有権等、一切の権利は振興会に帰属するものとする。

⑨秘密保持の責任

請負者は、本契約履行中であると本契約終了後であるとを問わず、本契約の下で知り得た秘密をその他業務上の秘密情報のいかなるものについても、本契約の目的物に関する情報について秘密を遵守するものとし、かつかかる情報を第三者に開示してはならない。

（７）構成内訳

①アナウンス卓

ア．３連ビデオモニター	２台
イ．マイクロフォンヘッドアンプ	１台
ウ．アナウンス用グースネックマイクロフォン	２台
エ．マイクロフォンスタンド	２台
オ．バーグラフレベルメーター	２台
カ．パーテーション	１式
キ．アナウンス卓表面加工	１式
ク．アナウンス卓用椅子	１台

②アナウンス室収納架

ア．ＣＦ・ＣＤレコーダー	２台
イ．カメラ駆動ユニット	１台
ウ．デジタルマルチプロセッサー	１式
エ．デジタルマルチプロセッサー用入出力カード	１台

③カラービデオカメラ

ア．カラービデオカメラＡ	４台
イ．カラービデオカメラＢ＋広角レンズ	１台
ウ．取付金具	５台

④アナウンススピーカーＡ

ア．スピーカー	４４台
イ．取付金具	４４台

⑤アナウンススピーカーＢ（大劇場入口シーリング）

ア．スピーカー	４台
イ．取付金具	４台

⑥大劇場パワーアンプ架

ア．デジタルパワーアンプ	２台
イ．デジタルマルチプロセッサー	１台
ウ．デジタルマルチプロセッサー用入出力カード	１台
エ．プログラムタイマー	１台
オ．電源ユニット	１台
カ．非常放送対応リレーパネル	１式

⑦小劇場パワーアンプ架

ア．デジタルパワーアンプ	１台
イ．デジタルマルチプロセッサー	１台
ウ．デジタルマルチプロセッサー用入出力カード	１台
エ．プログラムタイマー	１台
オ．電源ユニット	１台
カ．非常放送対応リレーパネル	１式
キ．収納架	１架

⑧廃棄

ＭＤ及びカセットデッキ、マイクアーム等	１式

以上

別紙１.

（１）機器仕様（仕様及び技術的要件）

①アナウンス卓

ア．３連ビデオモニター

ＤＡＴＡＶＩＤＥＯ社製　ＴＬＭ－４３３　同等品以上

(ア)液晶画面が３台連なったもので、ＥＩＡ規格に対応し、映像信号入力を認識できること。

(イ)新規カラーカメラの各映像を３画面に表示でき、長時間の動作に対応できること。

(ウ) 落下防止用器具が付随したケースに収納し、アナウンス卓上部に安全に設置できること。

イ．マイクロフォンヘッドアンプ

ＹＡＭＡＨＡ社製　ＭＬＡ８　同等品以上

(ア)アナウンス用グースネックマイクロフォン及び既存の設備に接続が可能で、支障なく動作し、ＥＩＡ規格に対応したもの。

(イ)入力チャンネル個別にファンタム電源、入力レベルの調整ができること。

ウ．アナウンス用グースネックマイクロフォン

ＳＥＮＮＨＥＩＳＥＲ社製　ＭＥ－３４+ＭＺＨ－３０４０+ＭＺＷ－３４ＰＲＯ　同等品以上

(ア)マイクロフォンヘッドアンプに接続が可能で、支障なく動作すること。

(イ)グースネック部は４０ｃｍの長さであること。

エ．マイクロフォンスタンド

ＳＥＮＮＨＥＩＳＥＲ社製　ＭＺＴＸ－３１　同等品以上

(ア)アナウンス用グースネックマイクロフォンに接続が可能で、支障なく動作すること。

オ．バーグラフレベルメーター　特型

(ア)既存の設備に接続し、音量の監視が容易に行なえること。また、ＩＴＶモニター画面下部に取り付けること。

カ．パーテーション　特型

(ア)放送の事故を防止する為にアナウンス卓の大劇場部分、小劇場部分の間に仕切りとして設置すること。

(イ)運用の妨げにならないよう配慮した仕様であること。

キ．アナウンス卓表面加工

(ア)既存のアナウンス卓にグレーのダイノックシートを貼付し、意匠を整えること。

(イ)運用の妨げにならないよう配慮した仕様であること。

ク．アナウンス卓用椅子

ＹＡＭＡＨＡ社製　グランドピアノ用　高級高低自在椅子　Ｎｏ．６０　同等品以上

(ア)幅６４７mm、奥行３５２mmで、高さの調整が４５５～５４５mmの範囲で自在に固定ができ、黒色のもの。

②アナウンス室収納架

ア．ＣＦ/ＣＤレコーダー

ＴＡＳＣＡM社製　ＳＳ－ＣＤＲ２００　同等品以上

(ア)ＣＦ、ＳＤ、ＳＤＨＣ、ＵＳＢ、ＣＤメディアに対応し、録音、再生が容易に行なえること。

(イ)新規及び既存の設備と接続が可能で、アナウンス卓のリモートコントロールが支障なく動作すること。

(ウ)ＥＩＡ規格に対応した１Ｕのサイズであること。

イ．カメラ駆動ユニット

Ｐａｎａｓｏｎｉｃ社製　WV－ＰＳ１７８　同等品以上

(ア)新規カラーカメラ、３連ビデオモニターと接続が可能で支障なく動作すること。

(イ)ユニット１台で８台以上のカラーカメラを駆動させることができること。

(ウ)ＥＩＡ規格に対応した１Ｕのサイズであること。

ウ．デジタルマルチプロセッサー

ＹAMAＨA社製　DME－２４N＋入出力パッチパネル　同等品以上

(ア)最大２４ｃｈ以上の入出力があり、内部で任意のミキシング、イコライジング、音量調整処理が行なえ、用途に応じた拡張性があること。

(イ)新規及び既存の設備と接続が可能で、支障なく動作し、ＥＩＡ規格に対応していること。

(ウ)入出力パッチパネルが付随し、収納架前面において接続が可能であること。

エ．デジタルマルチプロセッサー用入出力カード

ＹＡＭＡＨＡ社製　ＭＹ８―ＡＤＤＡ９６（＋２４ｄＢｕ改造品）

同等品以上

(ア)新規のデジタルマルチプロセッサーと接続が可能で、８ｃｈのアナログ入出力を増設し、支障なく動作すること。

(イ)最大出力レベルが＋２４ｄＢｕであること。

③カラービデオカメラ

ア．カラービデオカメラＡ

Ｐａｎａｓｏｎｉｃ社製　ＷＶ－ＣＦ１５　同等品以上

(ア)新規及び既存の設備と接続が可能で、指定箇所に安全に設置が可能であること。

(イ)ドーム型のカメラで水平５４０ＴＶ本以上の解像度０．９ルクス以上の照度を有し、監視が支障なく行なえること。

イ．カラービデオカメラＢ

Ｐａｎａｓｏｎｉｃ社製　ＷＶ－ＣＰ１０Ｖ+ＷＶ－ＬＡ２Ｒ８Ｃ３Ｂ

同等品以上

(ア)新規及び既存の設備と接続が可能で、指定箇所に安全に設置が可能であること。

(イ)水平５４０ＴＶ本以上の解像度０．８ルクス以上の照度を有し、監視が支障なく行なえること。

ウ．取付金具　特型

(ア)新規カラーカメラと接続し、指定箇所に安全に設置が可能であること。

④アナウンススピーカーＡ

ア．スピーカー

ＪＢＬ社製　Ｃｏｎｔｒｏｌ２３Ｔ－ＷＨ　同等品以上

(ア)ハイインピーダンス仕様で新規パワーアンプと接続し、支障なく動作すること。

(イ)専用取付金具に接続し、指定箇所に安全に設置が可能であること。

(ウ)白色であること。

イ．取付金具　特型

(ア)新規アナウンススピーカーAと接続し、指定箇所に安全に設置が可能であること。

⑤アナウンススピーカーB（大劇場入口シーリング）

ア．スピーカー

ＪＢＬ社製　Ｃｏｎｔｒｏｌ２５Ｔ　同等品以上

(ア)ハイインピーダンス仕様で新規パワーアンプと接続し、支障なく動作すること。

(イ)専用取付金具に接続し、指定箇所に安全に設置が可能であること。

(ウ)黒色であること。

イ．取付金具　特型（ＸＰ７０００）

(ア)新規アナウンススピーカーBと接続し、指定箇所に安全に設置が可能であること。

⑥大劇場パワーアンプ架

ア．デジタルパワーアンプ

ＴＯA社製　ＤA－１５０ＦＨ　同等品以上

(ア)Ｄ級増幅方式を使用したデジタルアンプであり、４ｃｈ以上の出力があり、ＥＩA規格に対応した１Ｕのサイズであること。

(イ)新規のハイインピーダンスのスピーカーシステムに対応し、支障なく動作すること。

イ．デジタルマルチプロセッサー

ＹAMAＨA社製　ＤＭＥ－２４Ｎ　同等品以上

(ア)最大２４ｃｈ以上の入出力があり、内部で任意のミキシング、イコライジング、音量調整処理が行なえ、用途に応じた拡張性があること。

(イ)新規及び既存の設備と接続が可能で、支障なく動作し、ＥＩA規格に対応していること。

ウ．デジタルマルチプロセッサー用出力カード

ＹAMAＨA社製　ＭＹ８―AＤＤA９６（＋２４ｄＢｕ改造品）

同等品以上

(ア)新規のデジタルマルチプロセッサーと接続が可能で、８ｃｈのアナログ入出力を増設し、支障なく動作すること。

(イ)最大出力レベルが＋２４ｄＢｕであること。

エ．プログラムタイマー

ＴＯＡ社製　ＴＴ－１０４Ｂ　同等品以上

(ア)新規及び既存の設備と接続が可能で、独立した４系統の電源制御が週間プログラム方式で分単位に行なえること。

(イ)ＥＩＡ規格に対応した１Ｕのサイズであること。

オ．電源ユニット

ＴＯＡ社製　ＰＤ－１１３０　同等品以上

(ア)新規プログラムタイマーからの信号によって、電源のリモート制御が可能であること。

(イ)定格電流全コンセント合計３０Ａの範囲で、新規及び既存の設備と接続が可能で、支障なく動作すること。

(ウ)ＥＩＡ規格に対応した１Ｕのサイズであること。

カ．非常放送対応リレーパネル　特型

(ア)非常放送使用時にアナウンス放送を制御し、非常放送を優先する機能を有すること。

⑦小劇場パワーアンプ架

ア．デジタルパワーアンプ

ＴＯＡ社製　ＤＡ－１５０ＦＨ　同等品以上

(ア)Ｄ級増幅方式を使用したデジタルアンプであり、４ｃｈ以上の出力があり、ＥＩＡ規格に対応した１Ｕのサイズであること。

(イ)新規のハイインピーダンスのスピーカーシステムに対応し、支障なく動作すること。

イ．デジタルマルチプロセッサー

ＹＡＭＡＨＡ社製　ＤＭＥ－２４Ｎ　同等品以上

(ア)最大２４ｃｈ以上の入出力があり、内部で任意のミキシング、イコライジング、音量調整処理が行なえ、用途に応じた拡張性があること。

(イ)新規及び既存の設備と接続が可能で、支障なく動作し、ＥＩＡ規格に対応していること。

ウ．デジタルマルチプロセッサー用出力カード

ＹＡＭＡＨＡ社製　ＭＹ８―ＡＤＤＡ９６（＋２４ｄＢｕ改造品）

同等品以上

(ア)新規のデジタルマルチプロセッサーと接続が可能で、８ｃｈのアナログ入出力を増設し、支障なく動作すること。

(イ)最大出力レベルが＋２４ｄＢｕであること。

エ．プログラムタイマー

ＴＯＡ社製　ＴＴ－１０４Ｂ　同等品以上

(ア)新規及び既存の設備と接続が可能で、独立した４系統の電源制御が週間プログラム方式で分単位に行なえること。

(イ)ＥＩＡ規格に対応した１Ｕのサイズであること。

オ．電源ユニット

ＴＯＡ社製　ＰＤ－１１３０　同等品以上

(ア)新規プログラムタイマーからの信号によって、電源のリモート制御が可能であること。

(イ)定格電流全コンセント合計３０Ａの範囲で、新規及び既存の設備と接続が可能で、支障なく動作すること。

(ウ)ＥＩＡ規格に対応した１Ｕのサイズであること。

カ．非常放送対応リレーパネル　特型

(ア)非常放送使用時にアナウンス放送を制御し、非常放送を優先する機能を有すること。

キ．収納架

(ア)ＥＩＡ規格に対応した６Ｕのサイズで、奥行が５５０mm程度で、指定した場所に安全に設置ができ、落下防止用器具が付随すること。

⑧廃棄

ＭＤ及びカセットデッキ、マイクアーム等の廃棄費用は請負者負担とする。

平成２４年度 国立劇場大劇場及び小劇場 アナウンス設備整備工事　　別紙２．構成表

	名称	型番（同等品以上）	数量	単位
①	アナウンス卓			
ア．	３連ビデオモニター	ＤＡＴＡＶＩＤＥＯ社製　ＴＬＭ－４３３	2	台
イ．	マイクロフォンヘッドアンプ	ＹＡＭＡＨＡ社製　ＭＬＡ８	1	台
ウ．	アナウンス用グースネックマイクロフォン	ＳＥＮＮＨＥＩＳＥＲ社製 ＭＥ－３４+ＭＺＨ－３０４０+ＭＺＷ－３４ＰＲＯ	2	台
エ．	マイクロフォンスタンド	ＳＥＮＮＨＥＩＳＥＲ社製　ＭＺＴＸ－３１	2	台
オ．	バーグラフレベルメーター	特型	2	台
カ．	パーテーション	特型	1	式
キ．	アナウンス卓表面加工	住友３ＭダイノックシートＰＳ９７１他	1	式
ク．	アナウンス卓用椅子	ＹＡＭＡＨＡ社製　グランドピアノ用　高級高低自在椅子 Ｎｏ．６０	1	台
②	アナウンス室収納架			
ア．	ＣＦ・ＣＤレコーダー	ＴＡＳＣＡＭ社製　ＳＳ－ＣＤＲ２００	2	台
イ．	カメラ駆動ユニット	Ｐａｎａｓｏｎｉｃ社製　ＷＶ－ＰＳ１７８	1	台
ウ．	デジタルマルチプロセッサー	ＹＡＭＡＨＡ社製　ＤＭＥ－２４Ｎ+入出力パッチパネル	1	式
エ．	デジタルマルチプロセッサー用入出力カード	ＹＡＭＡＨＡ社製 ＭＹ８－ＡＤＤＡ９６（＋２４ｄＢｕ改造品）	1	台
③	カラービデオカメラ			
ア．	カラービデオカメラＡ	Ｐａｎａｓｏｎｉｃ社製　ＷＶ－ＣＦ１５	4	台
イ．	カラービデオカメラＢ	Ｐａｎａｓｏｎｉｃ社製　ＷＶ－ＣＰ１０Ｖ	1	台
	カラービデオカメラＢ用広角レンズ	Ｐａｎａｓｏｎｉｃ社製　ＷＶ－ＬＡ２Ｒ８Ｃ３Ｂ		
ウ．	取付金具	特型	5	台
④	アナウンススピーカーＡ			
ア．	スピーカー	ＪＢＬ社製　Ｃｏｎｔｒｏｌ２３Ｔ－ＷＨ	44	台
イ．	取付金具	特型	44	台
⑤	アナウンススピーカーＢ			
ア．	スピーカー	ＪＢＬ社製　Ｃｏｎｔｒｏｌ２５Ｔ	4	台
イ．	取付金具	特型	4	台
⑥	大劇場パワーアンプ架			
ア．	デジタルパワーアンプ	ＴＯＡ社製　ＤＡ－１５０ＦＨ	2	台
イ．	デジタルマルチプロセッサー	ＹＡＭＡＨＡ社製　ＤＭＥ－２４Ｎ	1	台
ウ．	デジタルマルチプロセッサー用入出力カード	ＹＡＭＡＨＡ社製 ＭＹ８－ＡＤＤＡ９６（＋２４ｄＢｕ改造品）	1	台
エ．	プログラムタイマー	ＴＯＡ社製　ＴＴ－１０４Ｂ	1	台
オ．	電源ユニット	ＴＯＡ社製　ＰＤ－１１３０	1	台
カ．	非常放送対応リレーパネル	特型	1	式
⑦	小劇場パワーアンプ架			
ア．	デジタルパワーアンプ	ＴＯＡ社製　ＤＡ－１５０ＦＨ	1	台
イ．	デジタルマルチプロセッサー	ＹＡＭＡＨＡ社製　ＤＭＥ－２４Ｎ	1	台
ウ．	デジタルマルチプロセッサー用入出力カード	ＹＡＭＡＨＡ社製 ＭＹ８－ＡＤＤＡ９６（＋２４ｄＢｕ改造品）	1	台
エ．	プログラムタイマー	ＴＯＡ社製　ＴＴ－１０４Ｂ	1	台
オ．	電源ユニット	ＴＯＡ社製　ＰＤ－１１３０	1	台
カ．	非常放送対応リレーパネル	特型	1	式
キ．	収納架	特型（６Ｕ、４５０～５５０Ｄ）	1	架
⑧	廃棄	ＭＤ及びカセットデッキ、マイクアーム等	1	式

	大劇場					小劇場			
スピーカー番号	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④
アナウンススピーカーA JBL Control23T-WT	2台	2台	2台	2台		2台	2台	2台	2台
アナウンススピーカーB JBL Control25T					4台				
アンプ系統	1				2	1	2		1
備考							ANN.BZ/運営別	ANN.BZ/運営別	

	大劇場		小劇場	
カメラ番号	1	2	1	2
カラーカメラA Panasonic WV－CF15	1台		1台	1台
カラーカメラB Panasonic WV－CP10V		1台		
備考				

	大劇場									小劇場
スピーカー番号	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑤
アナウンススピーカーA JBL Control23T-WT	2台	2台	2台	2台	2台	2台	1台	1台	1台	1台
アナウンススピーカーB JBL Control25T										
アンプ系統	3				4		5			3
備考										

	大劇場
カメラ番号	3
カラーカメラA Panasonic WV-CF15	1台
カラーカメラB Panasonic WV-CP10V	
備考	

	大劇場							
スピーカー番号	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	
アナウンススピーカーA JBL Control23T-WT	2台	2台	2台	2台	1台	1台	2台	
アナウンススピーカーB JBL Control25T								
アンプ系統	6						7	
備考								

現　場　説　明　書

工事名称

平成２４年度 国立劇場大劇場及び小劇場アナウンス設備整備工事

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場舞台技術部技術課音響係				
部長	課長	課長補佐	係　長	係　員

１　工事名称　　平成２４年度 国立劇場大劇場及び小劇場アナウンス設備整備工事

２　工事場所　　東京都千代田区隼町４番１号　独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場

３　完成期限　　平成　２５　年　３　月　２９　日（金曜日）

４　一般事項

現場説明書の適用方法

（１）・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。

（２）文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

（３）═印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

５　施工に関する事項

~~（１）工事用地~~

範囲は別図１及び２のとおりとし、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

（２）　仮設物の設置等

①　仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

②　障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③　仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

④　監督職員事務所

~~・　設ける　（　　号）~~　　○　設けない

号	1	2	3	4	5	6
規　模（㎡）	１０内外	２０内外	３５内外	６５内外	１００内外	

⑤　仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥　その他

本工事施工に当たっては、工程、及び安全対策について十分注意の上、災害・事故等の防止に努めること。

また、構内の道路、側溝、地下埋設物、既設建物及び既設建物内の設備等を汚損もしくは、損傷した場合は、速やかに監督職員と協議し、これを現状に復するものとする。

（3）　工事用電力等

①　工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

②　工事用電力
・　必要により電力会社と協議の上構外より引き込む。　◎ 構内より分岐できる。

③　工事用電話
・　必要により構外より引き込む。　◎携帯電話にて対応する。

~~④　工事用給水~~
・　構外より引き込む。　・　構内より分岐できる。
・　さく井する。

⑤　工事用電話の引き込み位置、工事用電力、給水の分岐位置、工事用排水位置は監督職員の指示による。

⑥　工事に際して、構内の上水道、下水道施設及び電力施設を使用するときは「上（下）水道用願」、「電力使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦　工事可能期間　小劇場　平成２５年３月４日（月）・３月２５日（月）
大劇場　平成２５年３月５日（火）～３月２６日（火）の公演終演後
大劇場　平成２５年３月２７日（水）～３月２９日（金）

（4）　工事写真等

①　工事写真等
工事写真等は、文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区　分	大　き　さ	種　類	組
工事写真	サービス判	カラー	1
完成写真	サービス判	カラー	1

※完成写真はファイルし、表紙に工事名称、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

②　その他
~~設計図（_____）製本__部、縮小図（_____）製本部、縮小原図（_____）部を提出すること。~~

~~（5）　その他~~
鍵は、各組（　　　本）毎に鍵札（　　　）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6　契約に関する事項
（1）工事請負契約基準の運用
①　工事請負契約基準第３の規定による、
工事費内訳明細書　・　提出する。　⊙　提出しない。
工　　程　　表　⊙　提出する。　・　提出しない。

~~②工事請負契約基準基準第２５第１項の規定により請負代金額の変更を請求する請求する場合は，発注者又は受注者から請求のあった日から起算して，残工事の工期が２月以上ある場合とする。~~

~~③工事請負契約基準第２５第２項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において，工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④　工事請負契約基準第２９第４項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤　天災、その他不可抗力による１回の損害合計額が前項にいう請負代金額の１０００分の５の額（この額が２０万円を超えるときは２０万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

（２）~~入札の保証について~~
══════略══════

（３）~~契約の保証について~~
══════略══════

（４）請負代金債権の債権譲渡
　この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証又は地域建設業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

（５）下請契約の締結
　受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和５２年４月２６日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令棟遵守ガイドライン（改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成２０年９月国土交通省総合政策局建設業課）により適切な取引をすること。

（６）建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
　工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成３年２月５日付け建設省経構発第２号の３建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

（７）監督職員の権限
　文部科学省が定める工事請負契約基準第９第２項第１号から第３号に示す範囲とする。

（８）請負代金の支払
　請負代金は、総務企画部経理課から１回以内に支払うものとする。

~~（９）請負代金の前払い~~
　公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「１０分の４」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後，公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し，当該保証証書を添えて工事請負代金額の「１０分の２」以内の額の中間前金払を請求することが出来る。

（１０）瑕疵担保
①　工事請負契約基準第３９第２項ただし書に規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものを

いう。)、床版、屋根版又は横架材、（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

② 工事請負契約基準第３９第２項ただし書に規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア　建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ　雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

~~（１１）工事関係保険の締結~~

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の１０００分の５の額（この額が２０万円を超えるときは２０万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア　同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区請負者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ　水災危険担保特約を付帯すること。

ウ　次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、１名につき１億円以上かつ１事故につき１０億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は，１事故につき１億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア　ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものではない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ　建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ　受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ　工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続きをとること。

7　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）日本芸術文化振興会が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

８　そ　の　他

~~（１）工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録~~

　この工事の受注者は，工事契約内容及び施工内容について契約締結後１０日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から１０日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後１０日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建築情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）へ登録すること。

（２）公共事業労務費調査への協力

　毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第１０８条による賃金台帳を整備しておくこと。

　なお，賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

~~（３）建設業退職金共済制度について~~

　建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

　また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

~~（４）工事成績評定について~~

　この工事は，文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成２０年1月１７日付け１９文科施第３７０号）による工事成績評定の対象工事である。

（５）ワンデーレスポンスの実施について

　この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

①　ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的「その日 のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。

②　発注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③　発注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

（６）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

（７）現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について

①　工事請負契約基準第１０第３項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ　工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ　工事現場において作業等が行われていない期間。

②　工事請負契約基準第１０条第３項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③　その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

（８）~~特別重点調査を受けた者との契約について~~

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成２１年３月３１日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の１０分の３以上とし、前払金の割合については、請負代金額の１０分の２以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

（9）　工事内容に関わる質疑回答

①提出期間：平成25年2月12日（火）から平成25年2月20日（水）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時から17時まで。

②提 出 先：日本芸術文化振興会 国立劇場舞台技術部 技術課

③提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
（ＦＡＸ可。その場合は、後に本紙を提出すること。ＦＡＸ　03-3265-9963）

④回 答 書：質問内容及び回答内容はホームページ上に公開する。
日本芸術文化振興会ホームページ
http://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement.html
期間：質問受領後間もなくから平成25年2月25日（月）まで。